

南箕輪村燃料高騰対策運送事業者応援金事業事務取扱要領

1. 目的

世界的な原油価格の高騰により、経営に影響を受けている村内中小事業者（運送業）に対し応援金を支給することにより、安定した経営継続を支援する。

2 対象事業者

- (1) 村内に本店を置き事業を営む中小企業、個人事業主であって、令和4年6月1日現在営業をしている事業所
- (2) 村長が村税等の納付状況を調査することに同意する者で、引き続き事業を営む意思のある者
- (3) 市町村税等の公共料金の滞納がなく、また、申告をおこなっている者
- (4) 南箕輪村暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと

3 対象業種

一般（特定）貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業

4 応援金の支給額

(1) 応援金の額は、下記のとおりとする。

(単位：万円)

業種	区分	応援金	
トラック・運送業 (貨物自動車運送事業)	事業用車両の稼働台数 (令和4年6月1日現在)	30台以上	40
		10台以上30台未満	20
		10台未満	10

※事業用車両の稼働台数

道路運送車両法に基づく検査が必要かつ事業用に供する車両等の稼働台数

普通自動車・・・バス、トラック、乗用車

小型自動車・・・小型トラック（2t、3tトラック）、小型乗用車（5，7ナンバー）、
三輪トラック、大型オートバイ

軽自動車・・・軽トラック、軽自動車（検査対象外自動車125cc～250cc除く）

(2) 応援金の支給は、1事業所につき1回とする。

5 提出書類

- (1) 南箕輪村燃料高騰対応運送事業者応援金申請書兼請求書
- (2) 村税等の納付状況を調査する確認同意書
- (3) 運輸局からの自動車運送業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書、届出書等のいずれかの写し
- (4) 対象車両全ての自動車車検証の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類

6. 応援金の申請・請求・決定

- (1) 応援金の支給を受けようとするものは、「南箕輪村燃料高騰対策運送事業者応援金申請書兼請求書」を村長へ申請するものとする。
- (2) 申請期間は令和5年7月29日までとする。
- (3) 申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し支給するものとする。

7. 取り消し等

村長は応援金の支給決定者が、偽りその他不正な手段により応援金の支給を受けたときは、応援金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

8. 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。